

現場代理人と主任技術者との兼任の取扱いについて

現場代理人については、工事請負契約約款の規定により、受注者の代理人として工事現場の取締りを行い、請負契約の的確な履行を確保するため、契約工事期間中において工事現場への「常駐」が義務づけられているところですが、現場代理人の常駐義務緩和措置が認められる場合においては、現場代理人が要件を満たす別工事の主任技術者を兼任できることとしております。

なお、兼任にあたっては、兼任を予定するすべての工事の発注者から承認を得る必要がありますので、ご注意ください。

1 主任技術者の専任での配置を要しない工事の場合

兼任しようとするすべての工事が主任技術者の専任での配置を要しない工事であって、次の現場代理人の常駐義務緩和措置の要件①を満たす場合においては、現場代理人と主任技術者を兼ねることができます。

なお、主任技術者の専任での配置を要しない工事間に限り、現場代理人として配置されている工事とは別の工事の主任技術者を兼任することも認められます。ただし、その場合であっても、要件①を超える条件での兼任は認められませんので、ご留意願います。

<現場代理人の常駐義務緩和措置 要件①>

全ての工事が請負代金額3,500万円(建築一式工事にあっては7,000万円)未満であり、次の要件を満たす場合は、3件(県工事以外の工事と兼任する場合は2件)まで兼任を認める。

(ア) 兼任する工事の各現場間が最短で30分以内に移動できる距離(一つの工事に現場が複数ある場合も同様)にあるか、全ての現場が同一の建設部・土木事務所管内にあること

(イ) 発注者(監督員)と常に携帯電話等で連絡が取れ、発注者(監督員)が求めた場合には、速やかに工事現場へ向かう等必要な対応ができること

【兼任が認められる組み合わせ（例）】

(1) 2 件の工事の現場代理人と、うち 1 件の工事の主任技術者を兼任

	請負代金額 3,000 万円の 工事（X）（以下、同じ。）	請負代金額 2,000 万円の 工事（Y）（以下、同じ。）
主任技術者	B	
現場代理人		A

(2) 2 件の工事の現場代理人と主任技術者を兼任

	工事（X）	工事（Y）
主任技術者	A	
現場代理人	A	

(3) 2 件の工事の主任技術者と、うち 1 件の工事の現場代理人を兼任

	工事（X）	工事（Y）
主任技術者	A	
現場代理人		B

(4) 1 件の工事の主任技術者と、別の 1 件の工事の現場代理人を兼任

	工事（X）	工事（Y）
主任技術者	A	C
現場代理人	B	A

(5) 2 件の工事の主任技術者と、別の 1 件の工事の現場代理人を兼任

	工事（X）	工事（Y）	請負代金額 2,500 万円の工事
主任技術者	A		C
現場代理人	B		A

※いずれも請負代金額以外の要件を満たす工事とする。

※ 2 件を超える工事を兼任する場合の考え方も同様。

2 主任技術者の専任での配置を要する工事の場合

兼任しようとする1つ以上の工事の請負代金額が3,500万円(建築一式工事にあつては7,000万円)以上の場合は、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条第2項の規定により主任技術者の兼任が認められる要件(下記要件②)を満たす工事間に限り、現場代理人と主任技術者を兼任することができます。

ただし、現場代理人として配置されている工事とは別の工事の主任技術者のみを兼任することはできません。

＜現場代理人の常駐義務緩和措置 要件②＞

(ア) 兼任する工事件数が、現場代理人1人に対して2件までであること

(イ) 兼任する工事の現場間が10km以内であること

【兼任が認められるケース(例)】

(1) 2件の工事の現場代理人と、うち1件の工事の主任技術者を兼任

	請負代金額3,000万円の工事(X') (以下、同じ。)	請負代金額4,000万円の工事(Y') (以下、同じ。)
主任技術者	B	
現場代理人	A	

(2) 2件の工事の現場代理人と主任技術者を兼任

	工事(X')	工事(Y')
主任技術者	A	
現場代理人	A	

※いずれも設計金額以外の要件を満たす工事とする。

【兼任が認められないケース(例)】

(1) 2件の工事の主任技術者と、うち1件の工事の現場代理人を兼任

	工事(X')	工事(Y')
主任技術者	A	
現場代理人		B

(2) 1件の工事の主任技術者と、別の1件の工事の現場代理人を兼任

	工事(X')	工事(Y')
主任技術者	A	C
現場代理人	B	A